

2021年6月12日

滋賀県小学生バレーボール連盟
常任理事・理事・チーム代表者 各位

滋賀県小学生バレーボール連盟
会 長 藤本 恵子
理事長 野村 哲也

新型コロナウイルス感染拡大状況下において滋賀県小学生バレーボール連盟が主催・主管する大会の開催中止等の判断に関する取り扱いについて

平素は当連盟の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルスによる感染拡大状況下でいろいろ活動等が制限される中、先に開催された常任理事会でも「大会中止の判断基準を示して欲しい」といったご意見を多数いただいています。
今回、「大会を中止する場合の判断基準」（ガイドライン）を作成しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

滋賀県小学生バレーボール連盟が主催・主管する大会の開催中止判断は以下のとおりとします。

- (1) 滋賀県内に緊急事態宣言が発出された場合
- (2) 滋賀県が定める「コロナとのつきあい方滋賀プラン」による指標が「特別警戒ステージ」に引き上げられた場合。
- (3) 県大会開催予定会場が使用不可となり代替え会場の確保ができない場合。
ただし大会実行委員会以降に事象が発生した場合は代替え会場の確保は行わず開催を中止することがある。(延期はしない)
- (3) 全ての一次予選が実施できない場合
- (4) ブロックより県大会への参加辞退（一次予選が実施できない）の申し出があった場合や県大会出場チームから棄権の申し出があった場合。
 - ①大会実行委員会まで
 - ・ブロックより県大会参加辞退の申し出あった場合
当該ブロックの参加チーム数を「0」として、県大会出場チーム数を配分する。
ただし、3つ以上のブロックから辞退の申し出があった場合は、大会実行委員会で辞退するブロックを確認し開催中止の確認を行う。
 - ②大会実行委員会以降
 - ・ブロックより県大会参加辞退の申し出があった場合
3つ以上のブロックから辞退の申し出があった場合は大会を中止する。
 - ③組み合わせ抽選会以降
 - ・県大会チームから参加辞退の申し出があった場合は棄権として取り扱う。
 - ・ただし、参加辞退チーム数が多数発生した場合は、会長、副会長、理事長による協議により、開催または中止の判断を行う。
 - ・開催する場合は組み合わせの変更は行わない。
 - ・開催中止の判断は概ね開催1週間前を目途とするが、県内の状況によっては大会直前の中止判断を行う場合がある。
- (5) その他、行政、加盟上位団体から大会の自粛、中止を求められた場合。

以 上